

鳥取県米子市の文化財保護の現状と課題

下高 瑞哉（米子市経済部文化観光局文化振興課文化財室長）

1. はじめに

(1) 米子市の概要

米子市は鳥取県西端に位置し、島根県に接する人口148,525人（平成30年6月末日現在、住民基本台帳による）の県西部の中心都市である。

市域の面積は、平成17年に淀江町と合併した結果、132.42km²となっている。

財政規模は、平成30年度一般会計当初予算で、660億2,400万円、そのうち、文化財保護関連歳出予算82,939千円であり、歳入としては、国庫支出金34,305千円、県支出金9,729千円となっている。

なお、本稿では、地方の都市として直面している現状と課題について記述をすすめる。

2. 文化財を取り巻く最近の状況・背景

(1) これまでの文化財保護をめぐる状況

米子市としては、昭和50年代からの本格的な文化財保護への取り組みが行われ、十分ではないにしろ文化財の保護が図られてきたところである。

その嚆矢となったのは史跡福市遺跡の保存運動である。昭和42年（1967）に、米子市の南部丘陵での区画整理事業（住宅団地造成工事）が開始されたが、当時は行政の担当者はおらず、地元の考古学研究者が遺跡の処置にあたった。工事と並行し、ブルドーザーに追われながらの発掘調査であったが、山陰地方ではじめて古墳時代前期の集落構造が明らかになった貴重な遺跡として、全国的に注目され、山陰

の古代集落跡解明の先駆けとなった。市民の保存運動が実を結び、約4haが国史跡として保存された。遺跡の保護が市民の理解や行政施策として、まだ定着していない時代にあつて、福市遺跡の保存は画期的なことであった。この発掘調査が行政主体の調査ではなく、保存運動とリンクした研究者によって組織された調査団により実施され、極めて困難な状況の中で多大な成果を得、福市遺跡を舞台に展開された保存運動は、国の史跡指定と遺跡保存、資料館建設へと結実し、以後の全国の遺跡保存運動の範となった（図1）。

その後、隣接する青木遺跡でも大規模な住宅団地が計画された。昭和46年（1971）から昭和53年（1978）にかけて約40haの発掘調査が行われ、弥生時代～奈良時代に至る西日本最大級の集落と墳墓群の姿が明らかになった。その間、文化財保護の行政訴訟が



図1 福市遺跡全景（昭和43年）



図2 青木遺跡全景

おこされるなど全国的に注目され、約4ha（開発面積の約1/10）が国史跡に指定され保存されている（図2）。

この隣接する二つの遺跡が国指定の史跡となった異例さも米子市における文化財保護の特筆すべきできごとであり、その後の妻木晩田遺跡の保存につながったものである。

福市遺跡を契機として展開された埋蔵文化財の保存運動が市の文化財全般に関する市民の関心と呼びさます役割を果たし、昭和51年（1976）の市文化財保護条例及び文化財保護審議会条例の制定、翌年、昭和52年（1977）に12件の市文化財指定に至った。これで、米子市の文化財保護行政が出発点に立ったといえる。

（2）現在の状況

現在の米子市における文化財指定及び登録の状況は、国指定文化財11件、県指定文化財16件、市指定文化財29件、国登録有形文化財12件、国選択無形民俗文化財2件となっている。昭和51年（1976）の市文化財保護条例の制定時に12件であった指定物件は徐々にではあるが増加している。

最近では、平成18年に国史跡に指定された米子城跡の三の丸、深浦郭等の史跡追加指定が大きな課題となっている。また、史跡上淀廃寺跡出土の塑像、壁画の国重要文化財への指定に向けた調査研究に着手している。近代化遺産としては、大正年間に整備

された水道関係施設の指定、登録を進め、水管橋2基を市指定文化財に、水源地関係施設3件を国登録文化財としている。さらに、戦争遺産として掩体壕の市指定への取り組みを進めている。さらに、狛犬、D51蒸気機関車なども指定候補物件となっている。

また、平成19年から『この地には、人知れず、息づいている宝やいつの間にか忘れ去られようとしている宝が数多くあるのではないだろうか?』という素朴な思いから、「米子の宝88選」事業に取り組み、市民から寄せられた多くの情報をもとに、現地に足を運び、近所の人に伝承を尋ね、資料を紐解きながら資料の収集に努めた。市民から寄せられた「宝」は、300件以上にのぼり、その中から87件が選ばれ、残りの1件は市民一人ひとりに委ねられたもので、多くの資料の蓄積が図られている。

3. 文化財保護の組織体系

現在、米子市の文化財保護は、米子市経済部文化観光局文化振興課文化財室が担っている。これは、平成30年4月の市機構改革の一環で、観光と文化との総合的な振興を図り、観光やまちづくりへの文化財の活用を円滑に進めることが重要ということで、首長部局の経済部に文化観光局を設置し、以前の教育委員会文化課文化財係で行っていたものを補助執行として事務全体を移行させたものである。組織体系としては、経済部→文化観光局→文化振興課→文化財室となった。現段階では、首長部局へ移ったことによる文化財保護に支障が起きた案件はない。しかし、特に埋蔵文化財の保護と開発行為の推進には密接な関係があり、首長が二律背反のを進めることができるのか、大いに疑問が残るところであり、今後、支障が起こる事態も推定される。

文化財の保護と活用に対立が生じるのを避け、円滑に事業を進めるために首長部局で文化財の保護と文化財の観光やまちづくりへの活用を一体的に推進するというのは、対等な力関係が前提ならば考えられるが、文化財保護の力が弱い状態が続いていることを考えると無理がある。過去の歴史において、権

力の集中が何をもたらしてきたのか、また、様々な面で権力集中の弊害があらわれている現代社会において、どんな事態にも対応できるよう、せめて権力の集中は避けるべきと考える。

文化財室の職員は、室長以下6名であり、市行政一般職5名（うち1名は、埋蔵文化財発掘調査の経験がある者としての条件を付与し、平成30年4月に一般職として新規採用を実施）及び一般財団法人米子市文化財団からの派遣1名で構成されている。市一般行政職のほとんどの職員は、3年～5年程度で人事異動がある。また、派遣期間も原則3年（最大5年）となっている。

なお、文化財の現状変更、指定などの文化財保護の根幹に関わる機関としての文化財保護審議会については、教育委員会の所掌事務とし、文化財保護の独立を図っているが、今後も独立した機関としての機能が発揮できるか問題である。

4. 文化財担当職員の仕事内容

仕事の内容としては、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等文化財全般の保護、管理、整備及び活用に関するもののほか、日本遺産【地蔵信仰が育んだ日本最大の牛馬市の構成文化財である「旧加茂川の地蔵」及び「大山路（尾高道）」】の管理及び活用、歴史・文化財関係施設（山陰歴史館、福市考古資料館、埋蔵文化財センター）の管理及び上淀白鳳の丘展示館への指導、助言が主たるものとなっている。

なお、近年は特に無形文化財及び無形民俗文化財の後継の問題、史跡の除草、樹木伐採及び近隣住民などからの要望への対応などの懸案事項が大きくなってきている。

5. 文化財の活用におけるメリット・デメリット

今回の文化財保護法の改正は、『文化庁ホームページ』¹⁾によると「過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地の貴重な文化財の滅失・

散逸等の防止が喫緊の課題となる中、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るもの」が趣旨であり、「文化財は活用することで文化財の魅力、価値を多くの人が認識し、文化財を守り、後世に伝えていく意識の醸成につながる」という言は理解できる。また、過疎化や少子高齢化など、社会環境の変化に伴う文化財保護の担い手不足を挙げ「文化財が散逸・消滅の危機に瀕している」として新たな保護制度の整備が求められ、それに対応するための措置がいろいろ検討されている。保存に悪影響を及ぼす活用はあってはならないが、適切な活用を行うことで文化財の価値や重要性を一般の多くの方々に伝え、理解を深めてもらい継承につなげていくことは必要であり、方向性としては賛同できるものであり、活用のメリットは大きい。

しかしながら、文化財の保存と活用が上手にリンクし機能していくことのできる自治体がどれほどあるのだろうか。

米子市の場合、近年は文化財活用のためのソフト事業の企画、運営に係る負担が年々重くなってきている。史跡米子城跡に関連する様々なイベント開催（表1）、夏休み期間中における市内23小学校に設置



図3 なかよし学級での古代体験（勾玉づくり）

表1 米子城・魅せる！プロジェクト2017事業実績

開催日時	イベント名（会場等）	備考
4月8日（土）	春の城下町がっつりウォーク	50名参加
4月22日（土）	これが登り石垣だ！発掘調査現地説明会	120名参加
5月14日（日）	天守之大掃除（天守付近）	20名参加
7月22日（土）	天守之大掃除（天守付近）	30名参加
9月1日（金）～1月22日（月）	米子城 魅せる！写真コンテスト	最優秀1、優秀2、入選10 応募39人 108点
9月30日（土）10:00～12:30	ぐるり米子城 スタンプラリーⅡ（城山全域）	30名参加 ※参加記念品
10月22日（日）10:00～15:30	米子城 魅せる！ワークショップ 第1回 城跡コース（城山全域）	16名参加（高校生以上）※参加記念品
10月28日（土）8:30～11:00	天守之大掃除（天守付近）	30名参加 天守と付近の草刈り及び石垣除草
11月1日（水）～11月19日（日）	米子城跡ライトアップ2017 （米子城跡天守、二の丸高石垣など）	10/30 設営 11/20 撤去
11月11日（土）13:00～16:30	石垣で魅せる！山陰三城跡シンポジウム 「米子城、鳥取城、月山富田城」（文化ホール）	500名参加
11月12日（日）10:00～15:00	「お城学者 加藤理文さんとめぐる！米子城」 （城山全域現地ウォーク）	110名参加 ※参加記念品
12月10日（日）10:00～15:30	米子城 魅せる！ワークショップ 第2回 城下町コース（城下町全域）	21名参加（高校生以上）※参加記念品
1月1日（火）6:00～8:00	2018新年明けまして米子城！	400名参加 ※参加記念品
2月22日（木）～3月15日（木）	米子城魅せる写真展	最優秀1、優秀2、入選10

されている「なかよし学級（学童保育）」への古代体験（勾玉づくり、火おこし、弓矢など）の出前講座の実施及び年間30回程度の市内外の公民館、民間施設等での講座や文化財めぐりの講師など、かなりのソフト事業をこなしている（図3）。

結果として、日々、イベント等のソフト事業の実施準備に追われ、文化財保護の根幹をなす日常的な文化財パトロールや調査研究を行うことができていない。人的及び予算の手当てが無く、職員の努力に依存する過度な文化財の活用が文化財保護業務に支障をきたしているのが現状である。

6. 今後のあり方、求められる文化財担当者の役割

確かに、文化財は調査研究によりその価値、魅力が明らかにされ、それに基づいた適切な活用が行われることにより、将来へ継承されていくことになる。そのきっかけとなるための「域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画（文化財保存活用地域計画）（以下、地域計画と記す）」及び個々の保存活用計画の策定であり、地域計画の策定とそれに連動する既

存の指定文化財の個別の保存活用計画の策定が重要なカギとなる。場当たりの文化財保護を行ってきたものにとってその必要性は大いに理解できる。

今後は、地域計画を策定し文化財の観光活用を積極的に進めることのできる自治体と、そうではない自治体との間に大きな差異が生じることは明らかである。特に補助金について、地域計画なり保存活用計画なりの策定の有無で大きな差がつくと想定される。

一方では、策定したくてもできない、もしくは何もしない市町村の文化財保護は大きな危機に見舞われることになる。

地域計画の策定が求められることとなるが、この入口にさえ踏み込むことができない、専門の職員がいない、もしくはいても多忙なため、本腰を入れて取り組むことができないとなると、結果として、地域計画の策定は、支援業務を行うコンサルタント頼みとなり、極論すれば、市町村や文化財の名称を換えればどこでも通用するものができあがるのではないか。どこまで、文化財担当者主体で策定できるかにかかってくる。

また、専門職員が確保できたとしても大学における教育環境の変化による実践力の不足が大きく、就職後の人材育成さえ十分にできない状況である。地域研究を支えてきた研究者人口は激減し、地方公共団体の人材不足は深刻であり、世代交代に伴う後継者育成は進まず、専門職員が組織のなかでも地域のなかでも孤立するおそれがある。

さらに、地域計画が認定され、現状変更の権限が市町村に委ねられた場合、観光担当者に文化財担当者が押し切られるケースがでてくると想定される。文化財の存亡に関わるようなことではないとしても、調査研究に基づく専門的な知見を反映しない観光客受けする復元などの整備が実施されることが危惧される。また、集客が見込まれ観光に大きく資するものに対して予算、人的資源が集中投資された結果、文化財の価値が話題性や集客数で評価され、その他の地味な文化財については無関心、見捨てられ、また、脚光を浴びる文化財に対しても観光のための活用という観点からの過度な要請が進まないように留意する必要がある。さらに、活用を急ぐあまり、地道な保護や調査研究がおろそかにならないか、ましては、物言うことで、結果として文化財担当者の孤立を招き、文化財担当者の努力に頼り切っている現状をさらに悪化させることにならないか注視する必要がある。

文化財の保護は、行政の力だけではどうにもならず、民間の方々や研究団体の力に頼ることが多い。ところが、近年特に地方における研究団体の組織は脆弱なものとなり、在野で研究をされている方々も高齢となり、一線を退かれる時となっている。いままでなされてきた研究を引き継いでいく人材がまったく欠如している。とにかく、公的にも私的にも文化財を研究する人材がほとんどいないのが現状である。かつての文化財の調査研究、保護を支えてきた一般の人々の裾野は、広がりを見失い、縮小の道を歩んでいる。

そのため、最後の防波堤、チェック機関になるであろう地方文化財保護審議会の役割は今後さらに重

要なものとなる。

米子市でも文化財保護審議会の欠員メンバーを補充することさえできない事態となっており、また、県が設置している「文化財保護指導委員」の推薦も簡単ではない。都市部や大学がある都市ならまだしも、そういう機関もなく、有識者も限られる市町村は多い。都市部から招聘するにも、旅費等がネックとなる。また、あまりにも大学教員等は忙しく、審議会なり、調査なりに来ていただくこともままならない実態がある。そのため、地元の大学等を文化財の保護、活用に関する学術機関として充実、発展させていくことが必要であり、学術的よりどころとすべく何らかの手法を検討する必要がある。

また、地域の文化財をしっかりと把握し、保護していくことの仕組みづくりが求められている。急がれるのはまず、地方の人員や予算を確保することである。文化財保護を担う市町村職員の確保と人材育成および市町村への国、県の援助が不可欠である。一度に多くの予算が必要ではなく、細くていいから、長期的に文化財保護に従事する人（たとえ正職でなくても）を雇用することや地方文化財保護審議会への人的予算的な援助が重要であり、これを手助けする手立てを国、県は考える必要がある。国史跡等の現状変更の判断を地方文化財保護審議会が持つとなると、人的に脆弱な審議会ならば首長の御用機関になってしまうおそれがある。地方文化財保護審議会のメンバー構成への指導・助言及び市町村への丁寧な対応等が県の役割として求められる。様々な面において、どこまで市町村への踏み込んだ支援を県が策定する文化財の保存・活用に関する総合的な施策の「大綱」の中に盛り込めるのか、今後の姿勢が問われている。

「一番のガンは学芸員。この連中を一掃しないと」この発言は、一大臣の放言で終わるのか。

実際は、活用の現場では、観光、開発の担当者から、「せっかく文化財を活かしてやろうかと思ったのに、あれはダメ、これはダメ、といって邪魔するのは、文化財担当者だ」とか「そんなに多くの文化

財を残しても金ばかりかかるし、価値もわからない、意味もわからない」の声を行政内部からも聴く。保護への理解と知識抜きには活用を論ずることはできない。一般に対しては、日頃から理解を得るよう取り組みを十分ではながおこなっているつもりであるが、行政内部では後ろから鉄砲で撃たれるようなことがある。高度成長期でまだ文化財保護の考え方が十分に行き渡らない時代ならまだしも、今でもそういうことがあり、一般住民に対してのみならず、行政内部に丁寧に説明していく職員の役割が、今後益々増大していくと思われる。

重要なのは保存と活用のバランスをいかにとれるのか、である。文化財の保存を第一義とし、整備により文化財の持つ潜在的な価値を顕在化させることにより、文化財の価値が損なわれず、ダメージを与えない範囲で、まちづくり、学校教育及び生涯学習の場として様々な活用をしていき、その結果として、観光資源として地域活性化に資するものとする。過度な保存のみを優先し、活用を悪しきものと批判する姿勢をとるべきではないと考えるが、「文化財は一度壊れてしまえば永遠に失われてしまう」ことを常に考え、判断していくことが文化財担当者には求められる。

また、今後、文化財担当職員は、地域計画の策定とそれに連動する文化財個々の保存活用計画の策定に追いまわられることが考えられ、本来の文化財保護業務に支障をきたさないのか、大いに危惧される場所である。

7. おわりに

昭和40年代以降の高度成長期に開発の荒波の中で苦勞して文化財保護を支えてきた様々な立場の人々が第一線を退きつつある現在、地方における文化財の保護が今後も可能なのか危機感を抱く。

多くの地味な文化財があることで派手な文化財が形づくられている。人から見放された文化財にも意味がある。人はみな、それら多くの地味な文化財とともに生活し長い時間を過ごしてきた。心の深いと

ころで親しみを感じることもある。特別なものではない路傍の文化財に行ってみたくなったときに果たして残っているのだろうか。文化財の保護を訴えたときに、賛同してくれる人々は果たしているのだろうか。

【参考文献】

- 1) 文化庁ホームページ：<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/1402097.html>